

2020年度 事業計画書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

財団の事業目的である、都市・居住環境の整備及び国土・資源の有効利用等による国民生活環境の向上、我が国の学術の発展並びに学術の国際交流を図るため、2020年度助成・援助の着実な実施とともに、下記要領にて2021年度助成・援助対象研究の募集・採択等を行う。

1. 研究助成

(1) 助成対象

上記事業目的に該当する研究を行う研究者又は研究グループで、その研究が学際的に行われるものが望ましい。

(2) 助成金額

1件300万円を上限とし、総額6,000万円とする。

(3) 助成期間 1年間又は2年間

(4) 推薦並びに選定方法

自然科学の分野にあつては、特定の学会の代表者、人文・社会科学の分野にあつては、特定の大学の学長又は大学院研究科長等にそれぞれ推薦を依頼し、選考委員会で選考の上、理事会において決定する。

2. 研究者交流援助

(1) 研究者海外派遣

1) 短期派遣

(イ) 顕著な研究業績を有し、学術の国際交流に貢献するため、外国において活発な研究活動を行っている研究者と討論、あるいは大学等で特別講演等を行う我が国の上級研究者(教授級)とする。

(ロ) 原則として派遣期間は3ヵ月以内とし、渡航費(往復)、外国内旅費及び滞在費 約15,000円/日を支給する。

2) 長期派遣

(イ) 優れた研究業績を有し、外国において単独又は共同の研究を行い、その研究分野の発展に寄与する中堅研究者(准教授、講師及び助教級)とする。

(ロ) 原則として派遣期間は1ヵ年とし渡航費(往復)及び滞在費 約 10,000 円/日を支給する。

3) 推薦並びに選定方法

自然科学、人文・社会科学の両分野ともに、特定の大学の学長又は大学院研究科長等に推薦を依頼し、選考委員会で選考の上、理事会において決定する。

(2) 外国人研究者招へい・受入れ

1) 短期招へい

(イ) 顕著な研究業績を有し、学術の国際交流に貢献するため、我が国において活発な研究活動を行っている研究者と討論あるいは大学等で特別講演等を行う外国の上級研究者(教授級)とする。

(ロ) 原則として招へい期間は3ヵ月以内とし、渡航費(往復)、国内旅費及び滞在費約 17,000 円/日を支給する。

2) 長期受入れ

(イ) 我が国において単独又は共同の研究を行い、その研究分野の発展に寄与する有能な中堅研究者(准教授級)及び若手研究者(助教、大学院学生)とする。

(ロ) 原則として中堅研究者の受入れ期間は3ヵ月以上1ヵ年以内とし、渡航費(往復)及び滞在費 約 10,000 円/日を支給する。

なお、必要ある場合、国内旅費を支給することがある。

(ハ) 原則として若手研究者の受入れ期間は1ヵ年とし、渡航費(往復)及び滞在費約 190,000 円/月を支給する。既に、我が国に滞在中の研究者には渡航費を支給しない。

なお、必要ある場合、国内旅費を支給することがある。

3) 推薦並びに選定方法

自然科学、人文・社会科学の両分野ともに、特定の大学の学長又は大学院研究科長等に推薦を依頼し、選考委員会で選考の上、理事会において決定する。

(3) 研究者交流援助金額

総額 1,900 万円とする。

3. 国際学術交流援助

(1) 国際共同研究援助

1) 援助対象

我が国と海外の大学等研究機関の研究グループによる共同研究に対して研究費の一部等を援助。

応募資格は、海外の大学等研究機関の研究者グループと共同研究を行う我が国の大学等研究機関の研究者グループ代表者とする。

2) 援助金額

1件1,000万円を上限とし、総額3,000万円とする。

3) 援助期間 1年間又は2年間

4) 選定方法

日本の大学等の研究者からの申請に基づき、選考委員会で選考の上、理事会において決定する。

(2) 国際研究集会援助

1) 援助対象

我が国で開催される国際研究集会のうち、原則として中・小規模のものに対して運営費の一部等を援助。

応募資格は、我が国の大学、営利企業を除く研究機関等に所属する研究者で、研究集会の開催責任者とする。

2) 援助金額

原則として1件50万円とし、総額1,400万円とする。

3) 選定方法

開催責任者からの申請に基づき、選考委員長の確認の上、選考委員会を経て、理事会において決定する。

(3) 国際学術交流援助金額

総額4,400万円とする。

助成・援助金額 総額12,300万円

以上